

No	応募要領等 ページ数	質問事項	質問内容	回答
1	7～8	(2) 利用料金制について ①利用料金の徴収	公園ごとでコート使用料を別々で提案しても良いでしょうか。	問題ありません。
2	7～8	(2) 利用料金制について ①利用料金の徴収	今回の基準を満たし、貴市で既に導入されているキャッシュレス決済システムがございましたら参考までにご教示いただけませんか。	現在、本市（デジタル戦略部）が契約（契約期間：～2030（令和12）年3月31日）しているキャッシュレス決済端末取扱い機器は、下記のとおりです。 ①stera terminal（決済端末として単体利用（有線）） ②stera mobile（決済端末として単体利用（無線）） ③stera terminal（POSアプリ）＋自動釣銭機（決済端末+POSアプリ（セミセルフ）） ④stera terminal（POSアプリ）＋ドロア（決済端末+POSアプリ（ドロア））
3	7～8	(2) 利用料金制について ①利用料金の徴収	施設使用料の還付の際、手数料が発生するようなことがあれば、管理者の負担になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	9	(5) 損害賠償保険への加入	「建物保険への加入手続きは指定管理者が行い…」とされていますが、「建物保険」とは具体的にどのような保険内容を指すのでしょうか。	建物保険とは、本市が所有、管理又は使用する建物、工作物、動産が対象で、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災、水災、又は雪災、土砂崩れによる損害をてん補するものを指しています。 また、「建物保険への加入手続きは、指定管理者にて行ってください。なお、加入手続きに係る費用については、本市の負担とします。」としていましたが、「建物保険への加入手続きは、「応募要領13ページの「10. リスク分担」をふまえて指定管理者の判断で必要に応じて行ってください。なお、加入手続きに係る費用については、指定管理者の負担とします。」に本回答をもって変更させていただきます。
5	9	(5) 損害賠償保険への加入	指定管理者が加入すべき損害賠償保険について、貴市が加入している「市民総合賠償補償保険」との補償範囲の切り分けについて、具体的な基準はありますか。	応募要領13ページの「10. リスク分担」において、第三者への賠償について指定管理者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合は、指定管理者のリスク負担と定めています。 なお、本市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険内容は、下記のとおりです。 ＜保険内容＞ 市が次の【1】【2】【3】の事故により、市民等第三者の生命もしくは身体を害し、又は市民等第三者の財産を損壊した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、市に保険金が支払われます。（指定管理・業務委託についても対象となります。ただし地方公営企業は対象外です。） なお、示談交渉サービスは付属していません。 【1】市が所有、使用、管理する自治体施設の瑕疵 【2】市の自治体業務遂行上の過失 【3】市の福祉施設（医療施設を除き介護保険事業施設を含む）、保護施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育等において提供される生産物 ※ただし、次の施設、業務は除きます。 《対象から除外する施設》 (1) 医療施設 (2) 住宅施設 (3) 学校施設 (4) 保育所 (5) 道路 (6) 上下水道施設 《対象としない業務》 (1) 許可、認可、命令その他の行政処分 (2) 工事発注、施行等の業務 (3) 医療業務 (4) 消防、救急、治安又は災害救助の業務 (5) 治山・治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務、またはそれらの企画、立案、策定に関する業務 (6) 強制執行又は即時強制 (7) 学校業務・保育業務 (8) 予防接種業務 (9) 道路業務 (10) 上・下水道業務 ○保険金支払限度額 ・身体賠償：1名につき2,000万円又は1事故につき2億円 ・財物賠償：1事故につき1,000万円